

# 災害廃棄物処理計画の策定に向けた 留意点等のとりまとめに係る業務

## 目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査方法	2
2.1 調査手法	2
2.2 アンケート調査	2
3. 調査結果（災害廃棄物処理計画の策定に向けた留意点等）	3
3.1 推計に必要な情報の種類及び入手方法	6
3.1.1 前提となる被害想定と設定条件	6
3.1.2 推計に必要な情報の内容	7
3.2 仮置場の確保・運用に向けた検討状況	12
3.2.1 自治体において災害時に活用が想定される土地の具体的な場所の想定	12
3.2.2 災害廃棄物仮置場の想定レベル（種類）	12
3.2.3 災害廃棄物仮置場の候補地の現状利用	13
3.2.4 災害廃棄物仮置場候補地の情報を持つ庁内部局	14
3.2.5 仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）に係る関係団体との連携状況	15
3.2.6 仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）に係る庁内関係部局との連携状況	15
3.3 災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた検討状況	16
3.3.1 災害廃棄物処理計画の策定スケジュール	16
3.3.2 災害廃棄物処理計画の策定の庁内体制と対象課	16
3.3.3 合意形成の方法	17
3.4 災害廃棄物処理に係る課題	18
3.4.1 災害廃棄物の処理実績	18
3.4.2 災害廃棄物の処理上の課題や留意点	18



## 1. 調査の目的

他の地方公共団体が災害廃棄物処理計画の策定に向けて災害廃棄物発生量等の推計・検討を行う際に参考となりうる留意点等について、以下の①～③を中心に、対象地域の回答をもとに整理する。

### ①推計に必要な情報の種類及び入手方法

災害廃棄物発生量、し尿発生量、津波堆積物発生量、災害廃棄物処理可能量、処理能力・処理量・関連車両の不足台数、仮置場の必要面積、他市町に搬出する際に必要となる仮置場の必要面積、を推計する際の前提条件、推計に用いた情報（電子情報、紙情報等の媒体の種別を含む）、当該情報の所有者、及び当該情報を得るための必要な手続きについてとりまとめる。

### ②仮置場の確保・運用に向けた検討状況

災害時に活用することが想定される土地の確保、及び左記のうち災害廃棄物の仮置場としての活用が見込まれている土地の確保に向けた検討状況についてとりまとめる。その際、検討に関わる関係部局（廃棄物部局、防災部局、建設部局、都市計画部局等）を明らかにする。

また、仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）に係る関係団体との連携の状況、及び廃棄物部局内の土木・建築職系職員の確保に関する状況をとりとまとめる。

### ③災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた検討状況

災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた体制（責任者、関係部局間の体制、廃棄物部局内での体制）及びスケジュールをとりとまとめる。その際、廃棄物部局内での検討、関係部局間での検討、パブリックコメントの実施、市議会・町議会での検討等、想定されている合意形成の過程を明らかにする。

## 2. 調査方法

### 2.1 調査手法

災害廃棄物処理計画策定時の推計・検討における留意点に関するアンケート票を作成し、対象市町に配布・回答を要請した。

回答結果を踏まえて再整理し、ワーキングにおいて確認した。

### 2.2 アンケート調査

#### (1) アンケートの実施時期

アンケートは本業務の対象地域 10 市町に対して、10/15（月）～22（月）の期間で、eメールを用いて配布・回収した。

#### (2) アンケート項目

調査目的及び対象地域ワーキングによる意見交換を踏まえ、アンケート項目は下表の内容とした。

表 2.2.1 留意事項に関するアンケート項目

項目	整理する内容	実施における留意点
推計に必要な情報の種類及び入手方法	前提条件	被害想定の設定（地勢等を踏まえどのような災害にどこまでの対応を目標とするか）
	用いる情報	国の指針、府県の災害廃棄物処理計画（以下、処理計画）、地域防災計画等の上位計画との整合、最新統計の入手
	情報の所管部局	政府（内閣府、法務省ほか）、府県、民間廃棄物処理事業者、地権者等、必要に応じて設定
	必要な手続き	ハザードマップ等を活用する際の使用权の承認、委員会等を設置する場合の行政手続きの確認
仮置場の確保・運用に向けた検討状況	災害時の活用が想定される土地の確保状況	ハザード情報（液状化、浸水等）、農地、土壤汚染等の制約
	仮置場への活用が見込まれる土地の確保に向けた検討状況	自衛隊の活動拠点としての利用の可能性確認、避難所計画の確認、仮設住宅の計画の確認、民間用地の確保可能性
	仮置場確保に関わる関係部局の整理	防災部局、保健部局、財務部局、港湾部局等を整理
災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた検討状況	災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた体制	①処理計画の策定の所管部署、責任者の設定、②処理計画に係る部局の整理、③廃棄物処理担当部局での役割整理、④他部局への支援要請事項
	災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けたスケジュール	①処理計画策定に向けたスケジュール管理、②地域防災計画など関連計画の改定の予定、③処理施設の更新計画、強靱化計画との調整
	災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた合意形成手法	①パブリックコメントの実施方法、②審議会等の有識者の助言の活用方法、③ワークショップ、勉強会等の協働、④説明会等の開催
その他		被災経験（阪神・淡路大震災、大阪北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨など）に基づいた災害廃棄物処理上の課題、その他、処理計画策定上の課題や留意点

### 3. 調査結果（災害廃棄物処理計画の策定に向けた留意点等）

対象市町の回答結果を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定に向けた留意点をとりまとめると下表のとおりとなった。

項目別の詳細結果は3.1以降に示した。

表 3.1 災害廃棄物処理計画の策定に向けた留意点

留意する項目		災害廃棄物処理計画の策定上の留意点
推計に必要な情報の種類及び入手方法	前提となる被害想定と設定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震災害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定条件：「地域で被害が最も大きい」。</li> <li>・被害想定：「南海トラフ巨大地震」か、内陸部の断層による地震。</li> </ul> </li> <li>●風水害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定条件：「地域で被害が最も大きい」。</li> <li>・被害想定：各地域の河川氾濫。</li> </ul> </li> </ul>
	推計に必要な情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震災害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出典は府県や当該市の地域防災計画か府県の地震被害想定調査であり、所管部局は防災部局が多い。府県がハザード情報のシステムを構築している場合もある。</li> </ul> </li> <li>●風水害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出典は府県や国土交通省の洪水浸水想定図が多い。所管部局は防災部局が多い。</li> </ul> </li> <li>◎必要な手続き：地震災害、風水害ともに、ホームページからダウンロード、担当課に電話・メール・口頭で連絡。</li> </ul>
	津波堆積物発生量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水対象3市町。</li> <li>・出典は県地域防災計画か県災害廃棄物処理計画であり、所管部局は防災部局か環境部局。</li> <li>・情報の入手方法はホームページからダウンロード。</li> </ul>
	し尿発生量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿発生量の算出に必要なデータは、避難者数と仮設トイレ保有数等。</li> <li>・避難者数：出典は府県や当該市の地域防災計画か府県の地震被害想定調査であり、所管部局は防災部局が多い。</li> <li>・仮設トイレ保有数等：出典は当該市の地域防災計画や、担当課の保有資料であった。担当課は防災部局であった。</li> <li>・必要な手続きは、ホームページからダウンロード、担当課に電話・メール・口頭で連絡のいずれか。</li> </ul>
	災害廃棄物処理能力・条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設：出典は、担当課もしくは焼却施設の保有データ。</li> <li>・最終処分場：出典は、当該市町の地域防災計画、担当課の保有データ。</li> <li>・所管部局は環境部局。</li> <li>・必要な手続きは、担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡。</li> </ul>
	運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塵芥車、し尿収集車の保有台数・所在地・車種：出典は、環境部局保有データ、地域防災計画掲載データ、一般廃棄物処理業許可申請書類（許可台帳）や廃棄物処理事業実態調査、事業者の保有データのいずれか。</li> <li>・所管部局は環境部局。必要な手続きは、担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡。</li> </ul>
	仮置場必要面積（名称・所在地・面積）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出典は仮置場が決定・公表済みで当該自治体の地域防災計画に掲載している例がわずかにあった。おおむね、候補地のもとデータとなる空地や一定以上の面積のある土地のリスト（担当課保有データ、土地台帳や都市公園一覧など）。</li> <li>・所管部局は環境部局、防災部局、総務部局、建設部局。</li> <li>・必要な手続きは、担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡。</li> </ul>

留意する項目		災害廃棄物処理計画の策定上の留意点
仮置場の確保・運用に向けた検討状況	災害時に活用が想定される土地の具体的な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての市町で想定。</li> <li>災害廃棄物仮置場の想定をしている市町は5市町。</li> </ul>
	仮置場の想定レベル（種類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定している5市町のうち、集積所と一次仮置場の想定ありは2市町、集積所の想定あり1市町、一次仮置場の想定あり1市町、二次仮置場の想定あり1市町。</li> </ul>
	仮置場の候補地の現状利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本調査で想定する仮置場候補地の現状利用は、「公園」の回答が最も多く、「学校の運動場」、「最終処分場」、「運動施設のグラウンド」、「駐車場」などが多い。「民有地」は3市町で回答。</li> <li>「道路整備途中の用地」、「国有地」は回答がなし。</li> <li>様々な用地が仮置場の候補地として想定。</li> </ul>
	仮置場候補地の情報を持つ庁内部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物部局が最も多い。建設部局、総務部局、防災（危機管理）部局が多い。</li> <li>都市計画部局、保健・福祉部局は回答なし。</li> </ul>
	仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの市町で連携がなく、2市町のみ。</li> <li>連携先は、一般廃棄物収集運搬業者もしくは一般廃棄物収集運搬業協同組合であり、仮置場の設営、運営（管理運営、搬入受付及び分別指導）、原状回復の各項目で連携を予定。</li> <li>仮置場の種類は2次仮置場に限定した回答もあり。</li> </ul> </li> <li>庁内関係部局 <ul style="list-style-type: none"> <li>1市町のみ回答。</li> <li>連携する部局・課は具体的に定めていない。土木・建築職系職員は原状回復で連携を想定。</li> </ul> </li> </ul>
災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた検討状況	策定スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度策定は1市町。</li> <li>平成31年度以降に策定の9市町のうち、内部作成、委託、未定は各3市町。</li> </ul>
	策定の庁内体制と対象課	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物担当課が単独作成1市町。</li> <li>多くが関係課と会議等で調整して作成。</li> </ul>
	会議の対象課	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議により策定する9市町の会議対象課は1～5課。</li> <li>部局の種類は、「防災」はすべての市町で対象。「収集運搬」、「破碎・焼却等中間処理施設」、「廃棄物処理計画」、「し尿処理」の関係課は多くの市町で対象。「総務・経理」、土木系と想定される「その他」を対象とする市町は少ない。</li> </ul>
	合意形成の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「議会で説明・審議」の回答が最も多く、「パブリックコメント」、「審議会で説明・審議」の計3つの方法。</li> <li>「住民とワークショップで協働して作成」や「説明会」といった住民との直接的な合意形成を想定した回答なし。</li> </ul>
災害廃棄物処理に係る課題	災害廃棄物の処理実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理実績あり市町は6市町。</li> <li>3市町は当該自治体の被災と他市町村支援の両面で実績があり。</li> </ul>
	災害廃棄物の処理上の課題や留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>電話・窓口対応の負担増、市民窓口の担当部署に災害廃棄物の問合せがあった際に連携不足で混乱が発生、指定外に排出されたがれき等の処理に関して関係部署との調整難航、災害廃棄物処理体制の構築が後回し。</li> <li>地震災害、風水害に関わらず必要な課題。</li> </ul> </li> <li>⇒対策の想定 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係部署との調整や、災害廃棄物処理の専門組織（チーム）の体制構築が求められる。</li> </ul> </li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設に直接搬入した結果混乱が生じたため仮置場の場所の周知が必要、監視人員の不足、災害廃棄物発生量の見込みがたらず仮置場面積が不足。</li> </ul> </li> </ul>

留意する項目		災害廃棄物処理計画の策定上の留意点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害時に地震時の仮置場区分を参考に設定したものの、災害廃棄物の種類が異なり、区分や区画を変更。</li> </ul> ⇒対策の想定
	収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・通常の収集・運搬を継続する中で災害廃棄物の収集・運搬が必要となるため、災害廃棄物処理の迅速処理が困難との課題が複数の事例あり。</li> <li>・収集量増加による委託費の増加、収集職員の不足。</li> </ul> ⇒対策の想定
	焼却施設、最終処分場の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・ごみ質悪化や施設破損に伴う処理量増加、収集量増加に伴うごみピット内容量増加。</li> <li>・焼却施設は平常時処理量で限界であったり、最終処分場は残容量ひっ迫していたりして災害廃棄物処理の余力がない。民間処分先に委託。</li> </ul> ⇒対策の想定
	実行計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・実行計画作成のための人員と時間の不足。</li> </ul> ⇒対策の想定
	補助金対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・災害等廃棄物処理事業費補助金の災害報告書（根拠資料作成含む）の作成負担や、関係省庁との調整負担が大きい、補助金対象を考慮した災害廃棄物処理対応などが困難。</li> </ul> ⇒対策の想定
	広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・処理能力不足や分別方法の違い（受入基準の違いなど）により広域連携が困難。</li> </ul> ⇒対策の想定
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題</li> <li>・災害廃棄物の対象かの判断が困難、発生量及び仮置場面積の予測が困難、仮置場の衛生対応が必要。</li> <li>・他市町村支援について、事前に財政部局との協議が望ましいとの指摘。</li> </ul>

注．災害廃棄物の処理上の課題や留意点のうち、「⇒対策の想定」は対象市町による回答結果を踏まえた対策の想定。

### 3.1 推計に必要な情報の種類及び入手方法

#### 3.1.1 前提となる被害想定と設定条件

地震災害の前提となる被害想定の設定条件は、いずれの市町も「地域で被害が最も大きい」、被害想定は「南海トラフ巨大地震」か、内陸部の断層による地震としている。

風水害についても、いずれの市町も「地域で被害が最も大きい」としている。被害想定は各地域の河川氾濫としている。

表 3.1.1 前提となる被害想定と設定条件

項目	回答市町	地震災害	風水害
対象とする被害想定 の名称	A	南海トラフ巨大地震	地域の河川浸水
	B	内陸部の断層による地震	地域の河川浸水
	C	内陸部の断層による地震	地域の河川浸水
	D	内陸部の断層による地震	地域の河川浸水
	E	内陸部の断層による地震	地域の河川浸水
	F	南海トラフ巨大地震	地域の河川浸水
	G	内陸部の断層による地震及び南海トラフ巨大地震	地域の河川浸水
	H	内陸部の断層による地震	地域の河川浸水
	I	3連動及び南海トラフ巨大地震	地域の河川浸水
	J	南海トラフ巨大地震	地域の河川浸水
被害想定選定の条件	A	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きく、同時発生の可能性があるものを重ね合わせ
	B	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい
	C	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい
	D	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい
	E	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい
	F	地震被害だけでなく津波被害も想定できる	地域で被害が最も大きい
	G	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい
	H	地域で被害が最も大きい	地域での被害が最も大きいと考えられ、浸水深データが整備されている
	I	地域の被害をすべて重ね合わせ	地域の被害をすべて重ね合わせ
	J	地域で被害が最も大きい	地域で被害が最も大きい

### 3.1.2 推計に必要な情報の内容

#### 1) 災害廃棄物発生量（被害想定）

地震災害は、出典は府県や当該市の地域防災計画か府県の地震被害想定調査であり、所管部局は防災部局が多い。府県がハザード情報のシステムを構築している場合もある。

風水害は、出典は府県や国土交通省の洪水浸水想定図が多い。所管部局は防災部局が多い。

必要な手続きは、地震災害、風水害ともに、ホームページからダウンロード、担当課に電話・メール・口頭で連絡のいずれかであった。

表 3.1.2 推計に必要な情報の内容（災害廃棄物発生量：被害想定）

災害種別	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
地震災害	A	・ 府県地震被害想定（概要版） ・ 府県防災情報マップ	・ 府県地震・危機管理室	・ 府県ホームページ GISデータダウンロード機能
	B	・ 市町地域防災計画	・ 市町安心まちづくり室	・ 担当課に電話及びメールで連絡
	C	・ 府県マルチハザード情報提供システム	・ 府県環境推進課	・ 府県危機管理担当課にメールで依頼
	D	・ 市町地域防災計画 ・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町危機管理室	・ 左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・ 府県地震被害想定報告書	・ 府県危機管理課	・ 府県ホームページからダウンロード
	F	・ 府県地域防災計画	・ 府県防災企画課	・ 府県ホームページからダウンロード
	G	・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町防災安全課	・ 口頭で依頼
	H	・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町危機管理室	・ 担当課に連絡
	I	・ 府県災害廃棄物処理計画	・ 府県循環型社会推進課	・ 府県ホームページからダウンロード
	J	・ 府県災害廃棄物処理計画	・ 府県循環型社会推進課	・ 府県ホームページからダウンロード
風水害	A	・ 府県防災情報マップ	・ 府県危機管理局	・ 府県ホームページ GISデータダウンロード機能
	B	・ 府県地震被害想定調査	・ 府県防災消防企画課	・ 担当課に電話及びメールで連絡
	C	・ 府県マルチハザード情報提供システム	・ 府県環境推進課	・ 府県危機管理担当課にメールで依頼
	D	・ 市町地域防災計画 ・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町危機管理室	・ 左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・ 府県洪水リスク表示図 ・ 河川洪水浸水想定区域図	・ 府県危機管理課	・ 府県ホームページ、国河川事務所で公開
	F	・ 府県地域防災計画	・ 府県防災企画課	・ 府県ホームページからダウンロード
	G	・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町防災安全課	・ 口頭依頼
	H	・ 河川洪水浸水想定区域図	・ 市町危機管理室（国河川事務所）	・ 市町担当課に連絡、国河川事務所に連絡
	I	・ 河川洪水浸水想定区域図	・ 市町管理課	—
	J	・ 過去の被害発生量	・ 市町生活環境課	—

## 2) 津波堆積物発生量

津波浸水の対象は3市町であった。情報の出典は県地域防災計画か県災害廃棄物処理計画であり、所管部局は防災部局か環境部局であった。情報の入手方法はいずれもホームページからダウンロードであった。

表 3.1.3 推計に必要な情報の内容（津波堆積物発生量）

回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
F	・ 府県地域防災計画	・ 府県防災企画課	・ 府県ホームページからダウンロード
I	・ 府県災害廃棄物処理計画	・ 府県循環型社会推進課	・ 府県ホームページからダウンロード
J	・ 府県災害廃棄物処理計画	・ 府県循環型社会推進課	・ 府県ホームページからダウンロード

## 3) し尿発生量

し尿発生量の算出に必要なデータは、避難者数と仮設トイレ保有数等である。

避難者数は、出典は府県や当該市の地域防災計画か府県の地震被害想定調査であり、所管部局は防災部局が多い。

仮設トイレ保有数等は、出典は当該市の地域防災計画や、担当課の保有資料であった。担当課は防災部局であった。

必要な手続きは、いずれにおいても、ホームページからダウンロード、担当課に電話・メール・口頭で連絡のいずれかであった。

表 3.1.4 推計に必要な情報の内容（し尿発生量）

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
避難者数	A	・ 府県地震被害想定(概要版)	・ 府県循環社会推進課	・ 府県ホームページからダウンロード ・ 所管部局に照会
	B	・ 府県地震被害想定調査	・ 府県防災消防企画課	・ 担当課に電話及びメールで連絡
	C	—	・ 市町危機管理室	・ 担当課に電話及びメールで連絡
	D	・ 市町地域防災計画 ・ 府県地震被害想定報告書	・ 市町危機管理室	・ 担当課に電話及びメールで連絡
	E	・ 府県地震被害想定報告書	・ 府県危機管理課	・ 府県ホームページからダウンロード
	F	・ 府県地域防災計画	・ 府県防災企画課	・ 府県ホームページからダウンロード
	G	・ 府県地震被害想定報告書	・ 府県防災安全課	・ 口頭依頼
	H	・ 市町地域防災計画	・ 府県危機管理室	・ 担当課に連絡
	I	・ 市町地域防災計画	・ 市町防災まちづくり課	・ 市町廃棄物処理課へ電話かメール
	J	・ 府県地震被害想定調査報告書	・ 府県防災対策課	・ 府県ホームページからダウンロード
仮設トイレ保有数、携帯トイレ	A	・ 市町地域防災計画資料編	・ 市町危機管理課	・ 市町ホームページからダウンロード

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
簡易トイレ保有数・保管場所	B	・市町地域防災計画	・市町安心まちづくり室	・担当課に電話及びメールで連絡
	C	—	・市町危機管理室	・担当課に電話及びメールで連絡
	D	・市町担当課	・市町危機管理室 ・市町市民活動課 ・市町みち・みどり室 ・市町教育委員会等	・左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・市町危機管理課事務資料	・市町危機管理課	・担当課に電話及びメールで連絡
	F	・市町地域防災計画	・市町災害対策課	・ホームページからダウンロード
	G	・市町防災安全課	・市町防災安全課	・口頭依頼
	H	・市町備蓄物資一覧	・市町危機管理室	・担当課に連絡
	I	・市町地域防災計画	・市町防災まちづくり課	・市町廃棄物処理課へ電話かメール
	J	—	・市町防災対策課	・市町防災対策課へ電話又はメール

#### 4) 災害廃棄物処理能力・条件

焼却施設は、出典は、担当課もしくは焼却施設の保有データであった。

最終処分場は、出典は、当該市町の地域防災計画、担当課の保有データであった。

所管部局は、いずれも環境部局であった。必要な手続きは、いずれも担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡であった。

表 3.1.5 推計に必要な情報の内容（災害廃棄物処理能力・条件）

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
焼却施設 (日処理能力、稼働日数、受入条件、破碎施設の有無)	A	・市町環境課保有データ	・市町環境課	・所管部局に照会
	B	・運転記録等	・市町清掃衛生課	・担当課に照会
	C	・一部事務組合からの提供	・市町環境推進課	・担当課からメールで依頼
	D	・市町清掃工場及び減量業務室の各保有データ	・市町清掃工場及び減量業務室	・左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・市町環境担当課保有データ	・市町環境事業課	・担当課保有
	F	・クリーンセンター各施設運転実績表	・市町クリーンセンター	・電話及びメールで連絡
	G	・市町環境担当課保有データ	・市町環境保全課	・口頭依頼
	H	・焼却施設処理能力	・市町住民課	・担当課に連絡
	I	・課保有データ	・市町廃棄物処理課	・電話かメール
	J	・廃棄物処理事業実態調査	・市町クリーンセンター	—
最終処分場 (受入能力)	A	・市町地域防災計画資料編 ・市町環境課保有データ	・市町危機管理課 ・市町環境課廃棄物対策G	・市町ホームページ ・所管部局に照会

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
	B	—	・なし(独自処分場を有しないため)	—
	C	—	・なし(独自処分場を有しないため)	—
	D	—	・なし(独自処分場を有しないため)	—
	E	—	・なし(独自処分場を有しないため)	—
	F	・広域処分委託量一覧	・広域処理事業者	・所管部局からの通知
	G	・課保有データ	・市町環境保全課	・口頭依頼
	H	—	・なし(独自処分場を有しないため)	—
	I	・課保有データ	・市町廃棄物処理課	・電話かメールで連絡
	J	—	・広域施設組合	—

### 5) 運搬車両

塵芥車、し尿収集車の保有台数・所在地・車種の出典は、環境部局保有データ、地域防災計画掲載データ、一般廃棄物処理業許可申請書類（許可台帳）や廃棄物処理事業実態調査、事業者の保有データのいずれかであった。

所管部局は環境部局であった。必要な手続きは、担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡であった。

表 3.1.6 推計に必要な情報の内容（運搬車両）

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
塵芥車等 (保有台数・所在地・車種)	A	・市町環境課保有データ	・市町環境課廃棄物対策G	・所管部局に照会
	B	・一般廃棄物処理業許可申請書類	・市町清掃衛生課	・担当課
	C	—	・市町環境推進課	・担当課からメールで入手
	D	・市町環境総務課、減量業務室の各保有データ	・市町環境総務課(許可業者)、減量業務室(直営・委託業者)	・左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・委託契約資格審査申請書 ・一般廃棄物収集運搬業許可申請	・市町環境事業課 ・市町資源循環課	・担当課
	F	・市町地域防災計画	・市町資源循環課	・ホームページからダウンロード
	G	・市町保有データ	・市町衛生社、市清掃社	・口頭依頼
	H	・市町ごみ・し尿車両	・市町住民課	・担当課に連絡
	I	・課保有データ、一般廃棄物処理業許可申請書	・市町廃棄物処理課	・電話かメール
	J	・一般廃棄物収集運搬許可台帳	・市町生活環境課	—

項目	回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
し尿収集車 (保有台数・所在地)	A	・市町環境課保有データ	・市町環境課廃棄物対策G	・所管部局に照会
	B	・一般廃棄物処理業許可申請書類	・市町清掃衛生課	・担当課
	C	—	・市町環境推進課	・担当課からメールで入手
	D	・市町衛生事業所の保有データ	・市町衛生事業所	・左記担当課に電話・メールで連絡
	E	・委託契約資格審査申請書	・市町環境事業課	・担当課保有
	F	・市町地域防災計画	・市町資源循環課	・ホームページからダウンロード
	G	・市町保有データ	・市町衛生社、市清掃社	・口頭依頼
	H	・市町ごみ・し尿車両	・市町住民課	・担当課に連絡
	I	・一般廃棄物処理業許可申請書	・市町廃棄物処理課	・電話かメール
	J	・一般廃棄物(し尿)収集運搬許可台帳	・市町生活環境課	—

#### 6) 仮置場必要面積(名称・所在地・面積)

出典は仮置場が決定・公表済みで当該自治体の地域防災計画に掲載している例があるがわずかであった。おおむね、候補地のもとデータとなる空地や一定以上の面積のある土地のリスト(担当課保有データ、土地台帳や都市公園一覧など)であった。

所管部局は環境部局、防災部局、総務部局、建設部局であった。

必要な手続きは、担当課が保有もしくは、担当課に電話・メール・口頭で連絡であった。

表 3.1.7 推計に必要な情報の内容(仮置場必要面積:名称・所在地・面積)

回答市町	情報の出典	情報の所管部局	情報入手に必要な手続
A	・市町環境課保有データ	・市町環境課廃棄物対策G	・所管部局に照会
B	—(現在、廃棄物部局で災害廃棄物仮置場候補地を検討中)	—	—
C	・土地台帳	・市町環境推進課	・担当課からメールで送信
D	・市町清掃工場の保有データ	・市町清掃工場	・左記担当課に電話・メールで連絡
E	・市町地域防災計画	・市町危機管理課	・市町担当課に電話及びメールで連絡(市町ホームページで公開)
F	—	—	—
G	・課保有データ	・市町防災安全課	・口頭依頼
H	・市町有地等仮置場候補地 ・都市公園一覧	・市町総務課 ・市町建設課	・担当課に連絡
I	—	・市町廃棄物処理課	・電話かメール
J	—	・市町生活環境課	—

### 3.2 仮置場の確保・運用に向けた検討状況

#### 3.2.1 自治体において災害時に活用が想定される土地の具体的な場所の想定

すべての市町が、災害時に活用が想定される土地の想定をしていた。

このうち、災害廃棄物仮置場の想定をしている市町は5市町であった。

表 3.2.1 災害時に活用が想定される土地の具体的な場所

災害時に活用が想定される土地の場所	回答市町数
1. 想定はしていない	0
2. 避難所・避難場所の想定をしている	10
3. 仮設住宅建設場所の想定をしている	5
4. 遺体安置所の想定をしている	5
5. 救援物資の収集場所の想定をしている	4
6. 自衛隊の駐留場所の想定をしている	5
7. 災害廃棄物仮置場の想定をしている	5

#### 3.2.2 災害廃棄物仮置場の想定レベル（種類）

災害廃棄物仮置場を想定している5市町のうち、集積所と一次仮置場の想定ありは2市町、集積所の想定あり1市町、一次仮置場の想定あり1市町、二次仮置場の想定あり1市町であった。

表 3.2.2 災害時仮置場のレベル（種類）

仮置場の想定レベル	回答市町数
1. 集積所（住宅に近い仮置場）の想定をしている	1
2. 一次仮置場（運営・管理・分別がされる仮置場）の想定をしている	1
1. 集積所及び2. 一次仮置場の想定をしている	2
3. 二次仮置場（破碎・選別・焼却等がされる仮置場）の想定をしている	1
4. 仮置場の想定をしていない	5

#### ◎4. 仮置場の想定をしていない理由

仮置場の想定をしていない理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、計画策定で被害想定を推計中のため</li> <li>・ 災害廃棄物仮置場の想定をしていなかった</li> <li>・ これまで大規模災害が発生していなかったため</li> <li>・ 集積所については小規模公園等を基本に検討しているが関係課と協議中で、一次仮置場として検討している避難所・仮設住宅建設候補地等の関係課に対しても協議中であるため</li> <li>・ 市内大規模公園を想定しているが、災害規模や被害状況、避難者の有無や仮設住宅の設置予定状況等を勘案し確定する必要があることから、具体的な仮置場が決まっていない</li> <li>・ 被害の想定とごみの排出量を把握できていない</li> </ul>

### 3.2.3 災害廃棄物仮置場の候補地の現状利用

本調査で想定する仮置場候補地の現状利用は、「公園」の回答が最も多く、「学校の運動場」、「最終処分場」、「運動施設のグラウンド」、「駐車場」などが多い。「民有地」は3市町で回答があった。

「道路整備途中の用地」、「国有地」は回答がなかったが、様々な用地が仮置場の候補地として想定されている。

表 3.2.3 災害時仮置場の候補地の現状利用

仮置場の候補地の現状の利用	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1. 公園	●	●	●		●	●		●	●	
2. 学校の運動場	●				●	●				
3. 運動施設のグラウンド	●				●				●	
4. 駐車場					●			●	●	
5. 道路整備途中の用地										
6. 港湾施設の用地									●	
7. 最終処分場（跡地・運用地）	●	●		●					●	
8. 上記以外の市有地		●	●		●			●		
9. 県有地	●		●							●
10. 国有地										
11. 民有地		●					●			●
12. その他	●									

#### ◎8. 上記以外の市有地

8. 上記以外の市有地の場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理施設の敷地内</li> <li>・ 遊休地・未利用地</li> <li>・ 環境衛生センター内の敷地</li> <li>・ 道路整備時の代替地等として取得された土地</li> </ul>

#### ◎12. その他

12. その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市譲渡による自治会所有地</li> </ul>

### 3.2.4 災害廃棄物仮置場候補地の情報を持つ庁内部局

廃棄物部局が情報を持つ回答が6市町と最も多い。建設部局（4市町）、総務部局（4市町）、防災（危機管理）（3市町）部局が多い。

都市計画部局、保健・福祉部局は回答がなかった。

表 3.2.4 災害時仮置場の候補地の情報を持つ庁内部局

部局	回答市町数	庁内部局
1. 廃棄物	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課</li> <li>・清掃衛生課</li> <li>・環境総務課</li> <li>・環境保全課</li> <li>・廃棄物処理課</li> <li>・生活環境課</li> </ul>
2. 防災 （危機管理）	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画管理課及び危機管理課</li> <li>・災害対策課</li> <li>・防災安全課</li> </ul>
3. 建設	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のまちづくり室</li> <li>・建設課</li> <li>・管理課</li> </ul>
4. 土木	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持課</li> </ul>
5. 都市計画	0	—
6. 税務	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課</li> </ul>
7. 総務	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管財情報課</li> <li>・財政課</li> <li>・総務課</li> <li>・防災まちづくり課</li> </ul>
8. 保健・福祉	0	—
9. 教育	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設課</li> </ul>
10. 港湾	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産課</li> </ul>
11. その他	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興課</li> </ul>

### 3.2.5 仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）に係る関係団体との連携状況

関係団体との連携状況は、多くの市町で連携がなく、2市町のみであった。

連携先は、一般廃棄物収集運搬業者もしくは一般廃棄物収集運搬業協同組合であり、仮置場の設営、運営（管理運営、搬入受付及び分別指導）、原状回復の各項目で連携を予定している。

仮置場の種類は2次仮置場に限定した回答もあった。

#### ①回答市町 I

	連携の有無	関係団体名	連携内容
仮置場の設営	無		
仮置場の運営	有	一般廃棄物収集運搬許可業者	搬入受付及び分別指導
仮置場の閉鎖 （原状回復）	無		

#### ⑩回答市町 J

	連携の有無	関係団体名	連携内容
仮置場の設営	有	一般廃棄物収集運搬業協同組合	2次仮置場管理、分別機材設置
仮置場の運営			2次仮置場の管理運営
仮置場の閉鎖 （原状回復）			2次仮置場の原状回復

### 3.2.6 仮置場の設営・運営・閉鎖（現状回復）に係る庁内関係部局との連携状況

庁内関係部局との連携状況は、1市町のみ回答があった。

連携する部局・課は具体的に定めていない。土木・建築職系職員は原状回復で連携を想定している。

#### ①回答市町

	連携の有無	連携する部局・課	土木・建築職系職員の確保の状況
仮置場の設営	有	各行政局	なし
仮置場の運営	有	各行政局	なし
仮置場の閉鎖 （原状回復）	有	各行政局	土木部局

### 3.3 災害廃棄物処理計画の策定・見直しに向けた検討状況

#### 3.3.1 災害廃棄物処理計画の策定スケジュール

平成 30 年度策定は 1 市町であった。

平成 31 年度以降に策定の 9 市町のうち、内部作成、委託、未定はいずれも 3 市町であった。

表 3.3.1 災害廃棄物処理計画の策定スケジュール

策定期期	回答市町数	内訳
1. 今年度策定	1	・委託：1 市町
2. 来年度以降に策定	9	・内部作成：3 市町 ・委託：3 市町 ・未定：3 市町
3. 策定期間は未定	0	—

#### 3.3.2 災害廃棄物処理計画の策定の庁内体制と対象課

##### 1) 策定の庁内体制

廃棄物担当課が単独で作成するのは 1 市町のみであり、関係課と会議等で調整して作成する市町が 9 市町であった。

表 3.3.2 災害廃棄物処理計画策定の庁内体制

庁内体制	回答市町数
1. 廃棄物担当課が単独策定	1
2. 関係課と会議等で調整して策定	9
3. その他	0

##### 2) 会議の対象課

会議により策定する 9 市町における会議の対象課は、1～5 課としている。

部局の種類は、「防災」はすべての市町で対象と想定している。「収集運搬」、「破碎・焼却等中間処理施設」、「廃棄物処理計画」、「し尿処理」の関係課は多くの市町で対象にしている。「総務・経理」、土木系と想定される「その他」を対象とする市町は少ない。

表 3.3.3 災害廃棄物処理計画策定の庁内会議の対象課

担当課	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1. 収集運搬	—	—	環境部 減量業 務室	環境事 業課	業務課	環境保 全課	住民課 清掃事 務所	—	—
2. 破碎・焼却 等中間処理施 設	—	—	環境部 清掃工場	環境事 業課	クリ ンセ ンタ ー	環境保 全課	住民課 (環境 施設組 合)	—	—
3. 総務・経理	—	—	—	—	—	環境保 全課	総務課 契約管 財係	—	—
4. 廃棄物処 理計画	—	—	—	資源循 環課	資源循 環課	環境保 全課	住民課 くらしと 人権係	—	生活環 境課

担当課	B	C	D	E	F	G	H	I	J
5. し尿処理	—	—	環境部 衛生事業所	環境事 業課	クリー ンセン ター	環境保 全課	住民課 くらし と人権 係	—	—
6. 防災部局	安心ま ちづく り室	危機管 理室	市民安 全部危 機管理 室	危機管 理課	災害対 策課、 企画管 理課	防災安 全課	危機管 理室	防災ま ちづく り課	防災対 策課
7. その他	緑のま ちづく り室、 管財情 報課	—	土木部 みち・ みどり 室	—	—	—	—	—	—
計	3	1	5	5	5	2	5	1	2

### 3.3.3 合意形成の方法

「議会で説明・審議」の回答が最も多く、「パブリックコメント」、「審議会で説明・審議」の計3つの方法であった。

「住民とワークショップで協働して作成」や「説明会」といった住民との直接的な合意形成を想定した回答はなかった。

表 3.3.4 災害廃棄物処理計画策定の合意形成方法

合意形成方法	回答市町数
1. パブリックコメントと 2. 議会で説明・審議	2
1. パブリックコメントと 3. 審議会で説明・審議	1
2. 市議会・町議会で説明・審議と 6. その他	1
2. 市議会・町議会と、3. 審議会で説明・審議	1
3. 審議会で説明・審議	1
4. 住民に対してワークショップで協働して作成	0
5. 住民に対して説明会を開催	0
6. その他	4

#### ◎3. 審議会名

その他回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量化推進審議会</li> <li>・ 廃棄物減量等推進審議会</li> <li>・ 廃棄物減量等推進審議会</li> </ul>

#### ◎6. その他

その他回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な仮置場候補地は示さずに説明会等を開催する</li> <li>・ 未定</li> </ul>

### 3.4 災害廃棄物処理に係る課題

#### 3.4.1 災害廃棄物の処理実績

災害廃棄物の処理実績のある市町は、6市町であった。このうち、3市町は当該自治体の被災と他市町村支援の両面で実績があるとの回答であった。

表 3.4.1 災害廃棄物の処理実績の有無

	回答市町数
自治体被災	3
自治体被災 かつ他市町村応援	3

#### 3.4.2 災害廃棄物の処理上の課題や留意点

##### 1) 庁内処理体制

電話・窓口対応の負担増、市民窓口の担当部署に災害廃棄物の問合せがあった際に連携不足で混乱が発生、指定外に排出されたがれき等の処理に関して関係部署との調整難航、災害廃棄物処理体制の構築が後回しといった課題があった。地震災害、風水害に関わらず必要な課題と考えられる。

関係部署との調整や、災害廃棄物処理の専門組織（チーム）の体制構築が求められる。

表 3.4.2 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（庁内処理体制）

災害種別	災害名称	回答
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	市民窓口部署と処理部署との引継ぎ・調整不足による混乱が起きた。 電話・窓口対応負担増、パソコン・家電リサイクル品対応増
	阪神・淡路大震災	解体だけでなく処理も含めた一体的な専属組織を発災後直ちに発足させ、災害廃棄物に係る計画の策定、設計業務等を行い、業務に専念できる体制が必要。
風水害	平成 30 年 台風第 24 号	風による被害が大きく、倒木・屋外建造物等の処理が中心で廃棄物収集員、道路管理者等の連携が取れた
	平成 30 年 台風第 21 号	指定置場以外に排出されたがれき等の処理について関係部署との調整が難航した。
	平成 29 年 台風第 21 号	災害避難の対応が優先となり、処理体制の構築が後まわしとなった 担当課のみでは対応不可能のため他課にも広く応援を依頼した。
	平成 23 年 紀伊半島大水害	担当課のみでは対応不可能のため他課にも広く応援を依頼した。

注．回答はすべて「自治体被災」

## 2) 仮置場

焼却施設に直接搬入した結果混乱が生じたため仮置場の場所の周知が必要、監視人員の不足、災害廃棄物発生量の見込みがたらず仮置場面積が不足といった課題がみられた。

風水害時に地震時の仮置場区分を参考に設定したものの、災害廃棄物の種類が異なったため、区分や区画を変更する必要性が生じた。

仮置場の必要面積の事前想定、災害発生後に被害量に応じた必要面積の迅速な算出、仮置場の管理人員確保及び管理方法の事前検討が求められる。

表 3.4.3 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（仮置場）

災害種別	災害名称	回答
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	震度6弱は初めてであったが災害廃棄物は意外に少なく、特に問題はなかった。 監視人員の確保、場所の不足（廃棄物の量による）
	阪神・淡路大震災	焼却施設へ直接搬入する者が現れると混乱が生じるので仮置場所の周知を徹底する。
風水害	平成30年台風第24号	ごみ量も少なく、倒木等は現地での切断、積込、運搬となったため、仮置場の運用はスムーズであった 旧市内の仮置場として、ごみ処理場内に設置したが、台風毎に災害廃棄物を区分しなければならないことから、置場面積が不足する状況となった 【台風第20号、第21号、第24号】
	平成30年台風第21号	地震時の災害ごみの発生状況をもとに仮置場の区分・区画を設定したが、トタン類・瓦の発生が想定以上に増え続けたため、仮置場の区分・区画を複数回にわたり変更する必要性があった。
	平成29年台風第21号	ごみの発生量の見込みがたらず、ごみ量に対し十分な敷地が確保・準備できなかった 仮置場（市内6カ所に設置）の選定、管理、原状復旧に苦慮した
	平成23年紀伊半島大水害	自己搬入が多く分別が困難であった 仮置場（市内9カ所に設置）の選定、管理に苦慮した

注. 回答はすべて「自治体被災」

### 3) 収集・運搬

通常の収集・運搬を継続する中で災害廃棄物の収集・運搬が必要となるため、災害廃棄物処理の迅速処理が困難との課題が複数の事例でみられた。ほかに、収集量増加による委託費の増加、収集職員の不足といった課題があった。

通常の収集・運搬量を考慮した災害時の収集・運搬量の事前検討、人員や車両不足を想定した広域連携（協定締結）などの事前対策の検討が求められる。

表 3.4.4 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（収集・運搬）

災害種別	災害名称	回答	他市町村支援
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	震度6弱は初めてであったが災害廃棄物は意外に少なく、特に問題はなかった。 収集量増に伴う委託費増	
	阪神・淡路大震災	仮置場で分別するのではなく、収集運搬時点で分別しておく必要がある。	
風水害	平成30年台風第24号	家庭からの災害廃棄物と倒木等の路上の災害廃棄物で、分担して運搬することができた 収集に係る直営職員の不足が危惧される 【台風第20号、第21号、第24号】	
	平成30年台風第21号	生活ごみの通常収集を継続する中での災害ごみの収集運搬となっているため、早期処理が困難となっている。	
	平成29年台風第21号	収集体制は一般廃棄物収集と並行して実施する事となり、午前中に通常収集、午後に災害廃棄物収集を行った 仮置場で分別できず、運搬時に分別を行ったため、時間を要した	
	平成26年8月豪雨災害（丹波市豪雨災害）	通常の道路状況ではないため、予想以上に収集に時間がかかることを考慮して収集計画を立てる必要がある。	●
	平成23年紀伊半島大水害	定期収集業務が民間委託となり災害時など有事における直営収集が人員や車両不足に陥る	

注、「他市町村支援」欄に●印以外の回答は「自治体被災」

#### 4) 焼却施設、最終処分場の利用

ごみ質悪化や施設破損に伴う処理量増加、収集量増加に伴うごみピット内容量増加といった課題がみられた。

焼却施設は平常時処理量で限界であったり、最終処分場は残容量ひっ迫していたりして災害廃棄物処理の余力がない状況がみられた。民間処分先に委託する例もみられた。

災害時のみでなく平常時の処理量を考慮した余力の検討が求められる。

表 3.4.5 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（焼却施設、最終処分場の利用）

災害種別	災害名称	回答	他市町村支援
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	ごみ質悪化に伴う処理量増、施設破損に伴う処理量増、収集量増加に伴うごみピット内容量増	
風水害	平成 30 年 台風第 24 号	中間処理施設で災害対応の受入体制が実施されたので、短期間で処理できた 最終処分場容量の不足 【台風第 20 号、第 21 号、第 24 号】	
	平成 29 年 台風第 21 号	置場の問題で、ごみの排出、即処理が必要となったため民間の産廃処理で対応となった	
		被災地である隣接市からの災害廃棄物のうち可燃ごみを本市焼却施設で処理した。なお本市では災害廃棄物は発生しなかった 焼却施設は生活ごみの処理で能力が限界。市には最終処分場がなく、すべて民間委託となった	●
	平成 23 年 紀伊半島大水害	本市の焼却施設は、平時分の処理で能力の限界 最終処分場は残容量が逼迫していることから埋立処分を回避した	
焼却施設は生活ごみの処理で能力が限界。市には最終処分場がなく、すべて民間委託となった			

注. 「他市町村支援」欄に●印以外の回答は「自治体被災」

#### 5) 実行計画作成

実行計画作成のための人員と時間の不足が課題としてみられた。

実行計画の作成対応も考慮した災害廃棄物の処理体制の構築が求められる。

表 3.4.6 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（実行計画作成）

災害種別	災害名称	回答
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	未作成
	阪神・淡路大震災	仮置場に計量器と大型選別機を導入し、災害廃棄物の全体量を確定する必要がある。
風水害	平成 30 年 台風第 24 号	特に作成しなかった
		策定に係る人員及び時間の不足が懸念される 【台風第 20 号、第 21 号、第 24 号】
	平成 30 年 台風第 21 号	未作成
	平成 29 年 台風第 21 号	事業実施の後追いの形で作成となった
策定にかける人員、時間がない		
平成 23 年 紀伊半島大水害	策定に係る人員及び時間がない	
	策定にかける人員、時間がない	

注. 回答はすべて「自治体被災」

## 6) 補助金対応

災害等廃棄物処理事業費補助金の災害報告書（根拠資料作成含む）の作成負担や、関係省庁との調整負担が大きい、補助金対象を考慮した災害廃棄物処理対応などが困難であるとの課題がみられた。

災害発生前の事前研修や、災害発生後の迅速な説明開催、人員支援など、環境省や府県などによる補助金対応支援が求められる。

表 3.4.7 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（補助金対応）

災害種別	災害名称	回答
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	見込量推計・根拠資料作成負担増、関係省庁との調整負担増
風水害	平成 30 年 台風第 24 号	今年のように短期間に連続して災害が発生した場合に災害毎に廃棄物を区分して仮置することは搬入受付時などにおいて混乱が生じている【台風第 20 号、第 21 号、第 24 号】
	平成 29 年 台風第 21 号	国庫補助金の交付を受けたが、資料作成に時間がかかった 資料作成に多大な時間、労力が必要
	平成 23 年 紀伊半島大水害	災害査定時には廃棄物量が確定していなく、査定以降に搬入された廃棄物は単独処理となった 資料作成に多大な時間、労力が必要

注．回答はすべて「自治体被災」

## 7) 広域連携

処理能力不足や分別方法の違い（受入基準の違いなど）により広域連携が困難であった事例もみられた。

平常時から受入量や受入基準を相互に把握するなど、具体的な連携条件の調整が求められる。

表 3.4.8 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（広域連携）

災害種別	災害名称	回答	他市町村支援
風水害	平成 29 年 台風第 21 号	浸水被害が一部地域であったため、広域連携まで至らず対応できた 広域連携あり	●
	平成 23 年 紀伊半島大水害	処理能力不足や分別方法の違いにより困難であった	

注．「他市町村支援」欄に●印以外の回答は「自治体被災」

## 8) その他

災害廃棄物の対象かの判断が困難、発生量及び仮置場面積の予測が困難、仮置場の衛生対応が必要との課題がみられた。

他市町村支援について、事前に財政部局との協議が望ましいとの指摘があった。

表 3.4.9 災害廃棄物の処理上の課題や留意点（その他）

災害種別	災害名称	回答	他市町村支援
地震災害	大阪府北部を震源とする地震	被災によって発生したごみか否かの判断が困難	
	阪神・淡路大震災	ハエが大量発生し近隣住民から苦情が殺到した。発災後、速やかに保健所や専門業者に協力依頼を行う必要がある。	
風水害	平成 30 年 台風第 24 号	浸水被害がなかったため、畳、大型家電等の排出がなく、また 29 年度における経験から適切な処理対応ができた	
	平成 30 年 台風第 21 号	協同組合との収集支援協定に基づく収集応援があったが、特に問題はなかった。	
	平成 29 年 台風第 21 号	水害におけるごみの排出量予測が全くできずに、生活道路の確保の必要性もあり、仮置場での分別体制や収集連携が取れなかった	
	平成 26 年 8 月 豪雨災害 (丹波市豪雨災害)	被災市町村への支援を実施するに当たっては、事前に財政部局と協議することが望ましい。	●
	平成 16 年 台風 23 号	県内他市町から発生した廃棄物を受け入れて処理をしたが、特に課題等なし	●

注. 「他市町村支援」欄に●印以外の回答は「自治体被災」